

県南広域振興局長告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年8月4日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 盛岡和賀線
- 2 供用開始の区間 花巻市太田第43地割134番1地先から轟木7地割206番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年8月7日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで